

主任相談支援専門員の資格について

主任相談支援専門員フォローアップ研修では、主任相談支援専門員資格の取得・更新はできません。

主任相談支援専門員資格の更新にあたっては、別添「福島県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョン」に則り、主任相談支援専門員養成研修の受講をお願いいたします（当該研修は令和奇数年度に開催しており、次回は令和9年度に開催します。）。

なお、主任相談支援専門員養成研修は次の受講要件がありますので、受講をお考えの方は今一度ご自身の実務経験等をご確認ください。

【受講要件：主任相談支援専門員養成研修】

障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員とする。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 福島県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ 受講修了後、県内基幹相談支援センター及び福島県自立支援協議会人材育成部会において作成する「主任相談支援専門員名簿」への記載に了承され、県や各地域において研修等の企画や講師を行うなど、地域づくり、人材育成に積極的に取り組み、中核的な役割を担えること。
- ④ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、福島県が適当と認める者であること。